

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成30年11月12日	
【会社名】	株式会社やまびこ	
【英訳名】	YAMABIKO CORPORATION	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 永尾 慶昭	
【本店の所在の場所】	東京都青梅市末広町一丁目7番地2	
【電話番号】	(0428)32 - 6111 (代表)	
【事務連絡者氏名】	経理部長 佐野 雄一	
【最寄りの連絡場所】	東京都青梅市末広町一丁目7番地2	
【電話番号】	(0428)32 - 6111 (代表)	
【事務連絡者氏名】	経理部長 佐野 雄一	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	229,555,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	174,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．募集の目的及び理由

本募集は、当社が平成20年12月1日に株式会社共立と新ダイワ工業株式会社の共同持ち株会社として設立してから本年で10周年を迎えるにあたり、当社および当社の子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対し感謝の意を表すとともに、今後も持続的な企業価値向上に向けて経営参画意識を高め、株主の皆様との株価変動のメリットとリスクを共有することを目的として、対象従業員に対し、譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）として、平成30年11月12日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。なお、譲渡制限付株式の引受けの申込みについては、対象従業員の任意としており、譲渡制限付株式は、当該引受けを希望する対象従業員にのみ割り当てられることとなり、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭債権として割当予定先である対象従業員に対して支給された金銭債権を出資財産として現物出資させることにより、自己株式処分を通して処分されるものです。また、当社は、割当予定先である対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

<本割当契約の概要>

譲渡制限期間

割当予定先は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、平成31年4月26日から平成35年1月4日まで（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の使用人又はその他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

譲渡制限期間中に、対象従業員が定年その他正当な事由により退職した場合もしくは対象従業員が当社又は当社の子会社の人事異動により海外居住者となる場合の取扱い

対象従業員が、当社又は当社の子会社の使用人又はその他これに準ずる地位のいずれの地位からも定年その他正当な事由により退職（死亡による退職を含む）した場合には、本割当株式の全部について、対象従業員の退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。また、対象従業員が当社又は当社の子会社の人事異動により海外居住者となる場合には、本割当株式の全部について、異動が決定した日より10営業日経過した後に、譲渡制限を解除する。

無償取得事由

当社は、対象従業員が、当社又は当社の子会社の使用人又はその他これに準ずる地位のいずれの地位からも定年その他正当な事由以外の事由により退職した場合には、本割当株式の全部について、対象従業員の退職の直後の時点をもって、当然に無償で取得する。

株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

- 2．本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、（以下「本自己株式処分」といいます。）

ます。)金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	174,700株	229,555,800	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	174,700株	229,555,800	-

(注)1.「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)1.募集の目的及び理由」に記載の、本制度に基づく対象従業員に割当てする方法によります。

2.発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3.現物出資の目的とする財産は譲渡制限付株式取得の出資財産とすることを条件に支給された金銭債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)	内容
当社の従業員：1,335名	133,500株	175,419,000	当社の第12～16期事業年度分金銭債権
当社の子会社の従業員：412名	41,200株	54,136,800	当社の第12～16期事業年度分金銭債権

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,314	-	100株	平成30年11月28日～平成31年4月19日	-	平成31年4月26日

(注)1.「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注)1.募集の目的及び理由」に記載の、本制度に基づき、対象従業員に割当てする方法によるものとし、一般募集は行いません。

2.発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3.本自己株式処分は、譲渡制限付株式取得の出資財産とすることを条件に支給された金銭債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭による払込みはありません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社やまびこ 経理部	東京都青梅市末広町一丁目7番地2

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 譲渡制限付株式取得の出資財産とすることを条件に支給された金銭債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	60,000	-

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

当社は、対象従業員に対する当社グループの企業価値向上に向けたインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、本制度を導入いたしました。

上記決定を受け、本自己株式処分は、譲渡制限付株式取得の出資財産とすることを条件に支給された金銭債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日) 平成30年3月30日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第11期1四半期(自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年5月14日関東財務局長に提出

事業年度 第11期2四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日) 平成30年8月10日関東財務局長に提出

事業年度 第11期3四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日) 平成30年11月12日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年11月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成30年3月30日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年11月12日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年11月12日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社やまびこ 本店
(東京都青梅市末広町一丁目7番地2)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。